

9、掘削土再利用に関する特記仕様書（抜粋）

（４）F K法試験

F K法試験は以下のとおり実施することとする。

この試験の施工管理については、第6編第1章第4節 管理の実施 によるものとする。

この試験に際し、監督員から立会の請求があった場合には、受注者はこれに協力しなければならない。また立会については、第1編第1章1-1-48 監督員による検査（確認を含む）及び立会 の規定による。

1）試料採取

- ・試料箇所については、指定された箇所または区間を代表する位置（最低おおむね50m間隔）で行い、詳細については、「施工計画書」を作成し、監督員と協議するものとする。
- ・平均的な掘削発生土砂から約1kgを採取する。
- ・試料は直径20mm以上の礫等異物を含まないものとする。
- ・掘削内で地下水が確認された場合は、不合格とする。

2）試験方法

- ・別紙 - 1 試験要領による。

3）合否判定

合否判定は以下のとおりとする。

- ・自然含水比チェックで合格であること。
- ・別紙 - 1 試験要領の『4：水洗い、フルイ分け』～『6：重量測定』を2回以上繰り返した後、総重量が315g以上かつ前回との総重量の差が2.5g以内であること。
- ・試験完了後、速やかに別紙 - 2 F K法試験結果報告書及び試験状況写真を提出すること。